

一般社団法人日本発達心理学会 国際奨励賞選考委員会規程

2018年3月22日 制定

改正 2021年3月21日

(目的)

第1条 この規程は、「一般社団法人日本発達心理学会定款」第35条第13項に基づき、国際奨励賞選考委員会（以下「委員会」という）に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 委員会は、国際奨励賞選考委員会委員長（以下、「委員長」という）1名、及び4名の「選考委員」により構成する。

2 委員長及び選考委員は、英文国際誌の業績を有する会員の中から学識・出身・所属等に配慮したうえで理事会が選出、承認し、代表理事が委嘱する。委員長は、原則として理事の中から選出する。

3 委員長及び選考委員の任期は、1会計年度とする。再任を妨げない。

4 委員長及び選考委員は、任期中に審査の対象者となることはできない。

(職務)

第3条 委員長は、委員会の業務を統括し、選考にあたる。

2 選考委員は、委員長と共に選考の事務にあたる。

3 委員長および選考委員は、推薦された会員についてその業績を評価し、受賞者の原案を作成する。

4 委員長は、選考経過について理事会に諮り、その結果に関し社員総会で報告する。

(業務内容)

第4条 委員会は、委員会に関する次の事項を審議し、処理する。選考業務の詳細は、「国際奨励賞選考規則」に定める。

(1) 受賞候補者の選考及び理事会への報告書作成

(2) その他、必要な事業に関すること

(開催)

第5条 委員会は、委員長がこれを開催する。

2 委員会は、原則として委員全員出席のもとで開催する。

3 必要に応じて、電子メールでの開催に代えることができる。

(議事)

第6条 受賞候補者の決定は、委員会の合議により議決する。

(改定)

第7条 この規程の改定は、理事会で審議し、社員総会の承認を得るものとする。